

議案第47号

佐野地区衛生施設組合の解散について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、令和5年9月30日をもって佐野地区衛生施設組合を解散することを栃木市と協議することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めます。

令和5年2月24日提出

佐野市長 金子 裕

理 由

佐野地区衛生施設組合を解散することについて栃木市と協議したいので提案するものです。

参 考

地方自治法抜粋

（解散）

第288条 一部事務組合を解散しようとするときは、構成団体の協議により、第284条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

（議会の議決を要する協議）

第290条 第284条第2項、第286条（省略）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。